

AMEICC・WGCI（化学産業専門家会合）第9回会合の結果について

平成16年7月27日

製造産業局化学課

今次会合の結果概要

我が国の化学物質管理の最新状況及び技術研修計画、アセアン諸国の化学物質管理制度の整備状況及び自主的なレスポンスブルケア活動の実施状況について情報交換を行うと共に、アセアン諸国の化学産業及び投資促進政策の展開、世界の石油化学製品の需給見通し、東アジア域内の化学品の自由貿易について情報交換及び意見交換を行った。

これらの政策対話を通じて、東アジアの自由貿易体制が構築されつつあるなかで、本会合がアセアン諸国における健全な化学産業の発展に資する有意義なプロセスを提供していることが確認できたことは意義深い。特に、化学物質管理制度のような基本的な枠組みについて、日本から先進事例や技術支援を提供しながら、アセアン諸国が積極的に化学物質管理のキャパシティビルディング、法制度整備を進めていくという共通認識が確認されたことは、化学産業の活発な活動を促す事業環境を域内に構築していく観点から、高く評価できる。

また、ブルネイの初参加を歓迎するとともに、他方でインドネシアの欠席に対して遺憾の意が表明されるなど、アセアン諸国にとって本会合が日・アセアンの化学産業に係わる政策対話を行うための重要な場と位置づけられていることが確認できた。

1. 日程等

平成16年7月22日（木）～23日（金）

於 ラオス人民共和国ビエンチャン（ノホテル・ホテル）

2. 主な出席者（敬称略）

日本

経済産業省化学課

眞鍋 隆（共同議長）

杉原井 康男（日本政府代表）

林 寿美子

化学物質管理課

菅 陽二

東ソー（株）専務取締役

太田垣 啓一（日本民間代表）

東京研究所所長 鯉江 泰之

プラスチック処理促進協会 専務理事 勝又 宏

日本化学工業協会 J R C C 主席研究員 福間 康之臣

国際業務室

八重樫 幸子

アセアン諸国

アセアン9ヶ国の官民代表（27名うちラオス側10名）
（ブルネイ初参加、インドネシアは欠席）

ラオス人民共和国

工業ハンディクラフト省 Somboun Rasesombath 副大臣（キーノート・スピーカー）
工業局次長 Soutchay Sisuvong（共同議長）
工業局産業環境課 Virasack Chundara（政府代表）

AMEICC 事務局

JODC バンコク事務所 篠田 邦彦所長、小野澤 麻衣

3. 会議の内容

会議においては、以下の5つの主要テーマについて議論が行われた。（議事の詳細は、別紙1のアジェンダ参照。）

アセアン諸国における化学物質管理に係る法制度
アセアン諸国におけるレスポンシブルケア活動と日本の研修事業
アセアン諸国の化学産業、投資促進政策、スペシャリティ化学産業の動向
世界の石油化学製品の需給見通し
最近の化学品貿易を巡る諸問題

4. 会議の結果

4 - 1. アセアン諸国における化学物質管理に係る法制度

（1）日本における企業の自主活動と化学物質に係る法制度整備の関係

日本化学工業協会の代表者から企業における自主活動と法規制について、次の点を説明した。

- 人間の性質に照らして自主活動と法規制の両方が必要。
- 各国の特徴と現状に合わせて、自主活動と法規制の調和を保つことが必要。
- アセアン諸国は自主活動と法規制からなる適切な化学物質管理制度を構築することが必要。

（2）グリーン調達に係る化学産業とユーザ業界の連携の国際的な動き

日本のプラスチック処理促進協会の代表者からグリーン調達について、次の点を説明した。

- 化学産業は電機・電子、自動車といった下流のユーザ産業から、調達する製品に含まれる化学物質とその環境適合性評価を報告するよう求められるグリーン調達の課題に直面している。
- 化学物質管理制度は中小企業を含む長いサプライチェーンへの対応という新たな課題に直面している。

- 日米欧の自動車、部品、化学品業界が参加する「自動車使用化学物質グローバル会議」は化学・プラスチック業界がグリーン調達に関して発言する絶好の機会。
 - I C C Aは電機・電子及び自動車業界の使用物質リスト策定の動きに対応するためのタスクフォースを設置した。
 - W G C Iのメンバーもこのような活動を理解し、参加することが期待される。
- (3) 日本の化学物質管理制度の基本的な考え方、アセアン諸国の法制度整備の必要性
- 日本政府は日本における化学物質管理に係る法制度として、化審法に基づく化学物質の事前審査制度並びに化管法に基づくP R T R制度及びM S D S制度による企業の自主的管理の促進を中心とする日本の化学物質管理制度について説明した。また、日本政府はアセアン諸国における化学物質管理制度の整備に対して支援する用意があることを表明した。
- (4) アセアン諸国の化学物質管理制度の現状及び運用上の課題
- アセアン諸国から各々の化学物質管理に係る法規制の現状について報告があった。いくつかの国では関係省が緊密に協力して、化学物質管理の法規制を整備していることが報告された。アセアン原加盟6ヶ国は運用改善の必要性を指摘し、後加盟のC L M V 4ヶ国は今後の法制度整備の必要性を指摘した。会合では、アセアン諸国が化学物質管理の法制度整備に対応するには、キャパシティ・ビルディングが不可欠であるとの共通認識に至った。
- また、次回会合においても、化学物質管理制度についてさらに議論することとなった。

4 - 2 . アセアン諸国におけるレスポンシブルケア活動と日本の研修事業

- (1) 日本政府は環境保全・化学物質管理に係る技術研修事業の背景、研修一覧、これまでの成果について報告した。また、日本政府は今年のA O T S東京研修、レスポンシブルケア活動及びG H S実施の分野でジェットロが実施する専門家派遣事業について説明した。日本政府は10月に実施するA O T S東京研修の候補者については、8月12日までにA O T S横浜本部に推薦するようにアセアン諸国に要請した。いくつかのアセアン諸国から日本の技術協力における貢献に対して謝意が示された。
- (2) アセアン諸国は各国のレスポンシブルケア活動の現状と日本の研修事業に対する評価について報告した。会合では、アセアン諸国でレスポンシブルケア活動を更に促進するためには、情報共有と各国の基本方針への相互理解が必要不可欠との共通認識に至った。いくつかのアセアン諸国から日本が提供している化学物質管理に係る研修事業に対して謝意が示された。ミャンマーの化学産業代表は、日本の支援によりミャンマーでレスポンシブルケア活動のセミナーを開催することに関心がある旨表明した。これに対して、日本政府は毎年1～2月頃にジェットロ現地事務所でレスポンシブルケア活動等の専門家派遣を含む翌年度のJ E X S A事業の計画を立てるので、その頃にジェットロ・ヤンゴン事務所に相談するよう助言した。

また、議場外でカンボジア政府からもレスポンシブルケア活動のセミナーを日本の支援により開催したい旨相談があった。

4 - 3 . アセアン諸国の化学産業、投資促進政策、スペシャリティ化学産業の動向

アセアン諸国は各々の化学産業、投資促進政策、スペシャリティ化学産業の現状について報告した。いくつかのアセアン諸国は、外資の直接投資を促進する優遇政策に焦点を当てて報告した。会合は、アセアン諸国の化学産業の現状について情報交換を継続することの重要性を確認した。

4 - 4 . 世界の石油化学製品の需給見通し

日本政府は、2003～2008年の世界の石油化学製品の需給見通しについて説明し、ナフサ価格の高騰と特に中東での生産能力の拡大に起因して、石油化学製品の中長期的な国際競争が継続する見通しを強調した。また、中国の現在の経済成長が中長期的に持続するという前提で、世界の石油化学製品の需要は今後とも着実に増加する見通しを説明した。

4 - 5 . 最近の化学品貿易を巡る諸問題

日本政府は東アジアにおけるF T A交渉の取り組み状況と、同地域における将来的な化学品貿易の関税率引き下げの見通しについて報告した。日本の化学産業代表は、W T Oドーハ・ラウンドの最近の動きと、新ラウンドにおける化学品セクターに対するI C C Aの基本的な対応方針について報告した。化学産業代表は、W T Oドーハ・ラウンドとF T Aを通じた化学品貿易の自由化を歓迎する旨表明し、W G C I会合でも化学品貿易の自由化について活発に議論すべきことを提案した。これに対して、アセアン諸国はセンシティブな化学品の関税撤廃については、各国の実情に配慮して、適当な期間をかけて実施すべき旨表明した。

以 上